

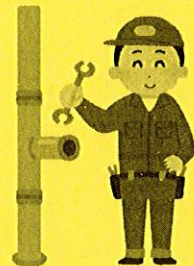
徳山商工会議所は、令和5年4月1日より

建設業一人親方労災保険

の取り扱いを開始します。

労災保険は、本来労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、建設業の一人親方など、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められた場合は、国の認可を受けた団体の構成員（組合員）となることにより、労災保険に特別加入することができます。

徳山商工会議所では、特別加入団体（「徳山商工会議所建設業一人親方労災組合」）を設立し、国の認可を受けることにより、令和5年4月1日より建設業一人親方労災保険の取り扱いを開始します。



■ 加入条件

- ・ 徳山商工会議所会員であること（会員外の場合は、入会手続きが必要です。）
- ・ 建設業で、従業員（アルバイト含む）を雇用していないこと
- ・ 当制度団体への報告義務、労災保険料及び事務手数料の納付義務を遵守すること
- ・ 反社会的勢力ではないこと

■ 労災保険料

年間保険料は、給付基礎日額（3,500円から25,000円）に応じて算出されます。

（例）給付基礎日額10,000円の場合

$$10,000円 \times 365日 \times 18/1000 = 65,700円$$

※「給付基礎日額」は、申請に基づき山口労働局が決定します。

■ 事務手数料及び徳山商工会議所会費

- ・ 事務手数料：加入者1名につき6,000円（消費税別・年間）
- ・ 徳山商工会議所会費 【個人事業主】年10,000円以上 【法人・団体】：年15,000円以上

※ 初めて商工会議所に入会される場合、別途加入金2,000円ご負担をお願いします。

■ 組合入会仮申し込み

組合への入会を希望される方は、下記申込書（仮）に必要事項を記入の上、**2月27日(月)までに** FAXまたはメールで提出をお願いいたします。

【注意事項】

- ・ 労災保険の加入は令和5年4月1日からとなります。
- ・ 加入手続き等については、申し込みいただいた時点で改めて連絡いたします。

問い合わせ先 徳山商工会議所 〒745-0033 周南市みなみ銀座1丁目26番地
TEL0834-31-3000 FAX0834-32-3303 E-mail:rouho@tokuyama-cci.or.jp

組合入会申込書（仮）

徳山商工会議所 行（FAX:0834-32-3303 E-mail:rouho@tokuyama-cci.or.jp）

住 所

事業所名

E-mail

電話番号

代表者名

（日中連絡可能な番号）